

答申第 37号

鎌情審査 第31号

平成15年12月24日

鎌倉市長 石渡 徳一 様

鎌倉市情報公開審査会

会長 若杉 明

平成15年5月7日付け鎌消本総第114号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立について

## 答 申

### 1 審査会の結論

「1、平成12年度鎌倉市消防本部の通話記録 2、平成15年1月分（14年12月11日～15年1月10日）通話明細内訳書」（以下「本件文書」という。）について、鎌倉市長が平成15年4月28日に行った行政文書一部公開決定の本件文書1の部分については、実施機関は事業団体と個人との区別を再度精査し、個人に関する情報を特定した上で、その部分を除いて公開することが妥当である。また、本件文書2の部分について、アステリスク表示をそのまま公開したことはやむを得ないと判断する。

### 2 異議申立人の主張の要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

鎌倉市長が平成15年4月28日付で異議申立人に対してした行政文書一部公開決定処分の取消し決定を求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張の概略は次のとおりである。

ア 本件文書1のスマリ部分の全てが条例第6条第1項第1号に該当するとは考えられない。一部公開理由を「鎌倉市情報公開条例（以下、「条例」という。）第6条第1項第1号の該当性については、非公開部分は事業所等に該当しない、又は該当しないと思われる番号が記載されています。」としているが、「該当しないと思われる」事実について何等の根拠を示していない。審査会において非公開部分を点検の上、非公開が適正に行われたか否かを審査されたい。

イ 本件文書2について、「NTT発行の時点で下4ケタがアステリスク表示であることから、そのまま公開します。」としているが、NTTでは、通話明細書の記載内容については、契約者の希望に応じて個別番号まで表示することも可能なサービスを実施しており、このサービスを選択せず、あえて下4ケタをアステリスクとするサービスを選択したことは、恣意的な情報隠しと疑わざるを得ない。これらの措置及びこの度の処分は、市民の知る権利への重大な挑戦であるばかりでなく、条例第1条、第3条、第4条及び第6条に違反又は違背するものである。

### 3 実施機関の説明の要旨

ア 本件文書1については、DDIの市外通話分のみで、通話先番号は全部

表示されている。可能な限り調査し、事業所の名称等が確認できたものについてのみ公開し、その他の番号については個人情報であるので、非公開とした。

イ 本件文書2については、下4ケタがアステリスク表示であることからそのまま公開したもの。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会は、次のように判断した。

##### (1) 本件文書1について

本件文書1は、各消防署・出張所から送信した市外電話の通話記録についてのもので、平成12年度分である。

本件文書1について、通話先の電話番号を、再度精査点検した上で、事業団体と個人の通話先とに区別し、事業団体の通話先については公開されたい。また、通話先が個人に当たる場合は、通話内容が公用・私用に拘わらず、通話先電話番号は個人のプライバシーに関するものであり、「個人についての情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るもの」であるので、条例第6条第1項第1号本文に該当し、非公開とすることはやむを得ないものである。

なお、条例第6条第1項第1号ただし書きは、個人に関する情報であっても例外的に公開できる情報を規定したもので、ウに「当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」と定められている。については、本件文書に、通話先電話番号の中に職員の自宅電話番号が含まれているが、これは、プライバシーに関する情報であり、本ただし書きの規定には該当しない。

##### (2) 本件文書2について

本件文書2は、消防本部から送信した市外電話の通話記録について平成15年1月分のもので、通話先の電話番号は、契約で下4ケタの部分が\*\*\*\*のアステリスク表示になっているものを、そのまま公開したことはやむを得ないといえる。

以上で、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、通話明細書は、NTTとの契約内容に応じて表示方法が決まってくるものであり、その契約については実施機関の裁量により定まる行為であるが、開かれた行政を目的とする情報公開制度の趣旨から今後の

課題としてそのあり方を考慮されたい。

さらにこの件については、実施機関は条例の趣旨を認識し、請求者が、十分理解できるよう説明する責任があることを念頭に、市民により分かりやすい情報公開を推進されるよう望むものである。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
15. 5. 7	諮問 (諮問第 43 号)
5. 16	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
5. 23	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
5. 27	異議申立人に行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
6. 13	・ 行政文書一部公開決定理由説明書に対する意見書を受理 ・ 実施機関に意見書の写しを送付
8. 11	第 103 回審査会 ・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関から行政文書一部公開決定理由説明の聴取
9. 17	審議 (第 104 回審査会)
10. 16	審議 (第 105 回審査会)
11. 13	審議 (第 106 回審査会)
12. 18	審議 (第 107 回審査会)
12. 24	答申